

農地中間管理事業推進活動方針

平成28年 9月26日策定
平成29年 2月 2日見直
宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社

本県農業の重要な課題は、①担い手を育成し、②その担い手に生産手段である農地を集約して、③地域の農業・農村を活性化させることで、農業の担い手のリタイアが進む現在、そのカバーも急務であり、担い手の育成と農地の集積のスピードが求められている。

そのための施策として10年間の集中期間で農地中間管理事業がスタートし、本県においても当公社が「農地中間管理機構」として宮城県の指定を受け、県が定める「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」のもとに事業を展開してきた。

農地中間管理機構として事業の3年目を迎え、「宮城県農地集積アクションプラン」や市町村が作成する「人・農地プラン」等を踏まえ、以下の目標を掲げ、活動方針を定め、一層の事業推進を図るものとする。

【目標】

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標**
おおむね10年後（H35年度）における担い手（※）への農地集積率9割
- 2 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標**
担い手が利用する農用地の分散錯圃等の状況を把握し、連担化・団地化を進め、担い手経営体の大規模化、生産の効率化、高度化等を図る。

※担い手（県基本方針）

①認定農業者・②特定農業法人・③特定農業団体・④基本構想水準到達者・⑤集落営農組織（集落内を一括管理・運営）・⑥認定就農者・⑦企業参入者を地域農業の担い手と位置付けています。

【活動方針】

- ①機構集積協力金の有効活用により推進します。**
 - ・制度の一層の周知を図り、機構への貸付けに踏み切るきっかけとします。
- ②既存賃貸借契約期間満了案件を機構事業へ誘導します。**
 - ・機構事業介入率を高め、農地中間管理権による再配分調整機能を活用し、担い手農家が利用する農用地の連担化・団地化を進めます。
- ③本格的な人・農地プラン等の作成により推進します。**
 - ・地域農業の高齢化・農地の状況等を踏まえ、人・農地プランの見直しにおいて地域合意を目指します。
- ④重点実施区域及びモデル地区を中心として推進します。**
 - ・地域コーディネーターを中心に地域に根ざした推進を図ります。
 - ・成果を成功事例として県内他地域へのヨコ展開を図ります。
- ⑤ほ場整備実施地区を積極的に推進します。**
 - ・農業農村整備事業関係機関との連携により、担い手への集積手法の高度化・安定化への誘導を実施します。
 - ・「農作業受託」から「農地中間管理事業による賃貸借」への誘導を図ります。
- ⑥県内全体を対象として推進します。**
 - ・関係機関等の広報誌、マスコミ等の活用を図ります。
 - ・関係機関等組織幹部との連携、協力を強化します。
 - ・産業界との連携強化に努めます。
 - ・受け手対策：関係機関等との連携による各種会議研修会等の活用を図ります。
 - ・出し手対策：土地持ち非農家等を意識した広報等を実施します。

【重点実施事項】

1 機構理事長による市町村長等巡回訪問の継続的实施

- ・市町村・JA等関係機関トップ及び産業界へ役員による理解促進。
- ・H28から新たに土地改良区も対象として実施。

2 担い手農業者組織等との事業連携協定締結

- ・受け手となる担い手農業者5組織、融資2機関と協定締結し、機構事業の普及啓発と事業活用に向けた定期的な意見交換開催等の取組。

3 農業委員会組織との連携強化（制度変更への対応）

- ・農業委員会法改正に伴い新設される「農地利用最適化推進委員」（H28から3ヶ年間で県内全農業委員会に配置予定）との連携をはじめ、農地集積や遊休農地対策などの農業委員会組織活動との連携を強化。

4 土地改良事業との一層の連携等

- ・「農地整備事業との連携強化」（県農林水産部長通知 H28.4.14付）に基づき基本的に全ての農地整備実施地区を農地中間管理事業のモデル地区に設定し、積極的に機構事業を活用した農地集積・集約化を促進。
- ・県土地連と業務委託契約締結し、事業実施地区での推進体制を強化。

5 地域コーディネーターの倍増

- ・事業開始3年目を迎え、普及啓発から一層の実務推進に向けた体制を強化するため、7人体制から14人体制へ増員。

6 農地中間管理システム等の活用による業務改善・円滑化

- ・宮城県機構開発帳票作成システム及び実績管理システム活用の他、県機構と連絡協議会の立ち上げによる業務改善等の円滑化。

7 実績分析と今後の推進方策検討

- ・専門家への業務委託により、実績分析による現状把握とその対策の検討。
※東北大学と業務委託契約締結し、集落営農を機構事業活用へ誘導するための方策検討。

8 畜産的利用拡大による農地集積と経営合理化の推進

- ・草地・採草放牧地等の有効活用・水田での飼料用米等に向けた検討。
- ・酪農協へのアプローチ。

9 機構事業活用の体系化

- ・機構集積協力金に頼らない推進手法の検討。
※他事業・制度との併用活用の例示（機構事業とのパッケージング手法）。

【関係機関との役割分担】

活動方針及び重点実施事項に掲げた事項を着実かつ円滑に実施していくため、市町村・農業委員会・ＪＡ・土地改良区等の関係機関が以下の役割分担のもと、事業を推進していきます。

○市町村

今後の地域農業の在り方等を具体化した「人・農地プラン」の作成・見直し等を通じた地域での話し合いを促進し、円滑な事業活用に向け各種支援を行います。

具体的には、相談対応や出し手の掘り起こし活動、借受け予定地の確認、情報発信や説明会の開催等の業務を行います。

○農業委員会

農業委員会は地域農業の現況に精通していることから、地域の農地利用の調整や、農地の利用状況調査・利用意向調査で把握した情報を活用した耕作放棄地等の利用促進の役割を担います。

なお、農地利用最適化推進委員の設置等による相乗効果を早期に発揮していくためにも、更なる機構との連携の強化を図る必要がありますので、今後、具体的な方策を検討していきます。

○ＪＡ

農地利用集積円滑化団体としてのノウハウを活かしながら農地集積の調整を行い、地域の合意形成の支援、効率的な農地利用の調整等の役割を担います。

具体的には、出し手・受け手との交渉、契約締結の支援、情報発信や説明会の開催等の業務を行います。

○土地改良区

ほ場整備を契機に担い手への農地集積を推進するため事業実施地区において、農地中間管理事業のモデル地区に設定するなどし、事業活用推進に務めます。

○県

関係各課で構成する農地集積推進本部を設置し、事業の推進、進行管理、情報共有等を行うとともに、関係機関との連携・調整を行います。

また、各圏域の事情に臨機応変に対応できるように、各地方振興事務所単位に地方推進本部を設置し、各圏域における事業の推進、進行管理等を行います。

さらに、農地中間管理機構に対して、事業に要する経費の助成や遂行上の指導・助言など、円滑な事業遂行のための支援を行います。

○県及び機構

県市長会や県町村会、県農業会議、県農業協同組合中央会、県土地改良事業団体連合会等の関係団体を参集範囲とする宮城県農地集積連携推進会議や、各地域における関係機関を参集範囲とする県（圏域）農地集積推進会議を随時開催し、事業の推進方針や推進上の課題、対策等について情報共有するとともに、事業の進捗管理を行い、関係機関と一体となって事業を推進していきます。

また、県及び機構職員が、事業の進捗や課題の共有、対応策の検討などについて、随時、関係機関の担当者と打合せを行い、円滑に事業を進めていくとともに、各地域に配置された機構の現地職員（地域ＣＤ）が、常時、業務委託先の市町村やＪＡ等の担当職員、農地利用最適化推進委員等と情報交換し、現場の課題等を吸い上げ、対応策をフィードバックすることにより、各地域に応じたきめ細かい対応を行っていきます。

宮城県農地集積推進体制

